

DB・厚年基金の給付設計自由度向上等(意見募集開始)

対照先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

- 今般、DB年金および厚年基金における給付設計の自由度向上等を趣旨とする省令・通知改正について意見募集が開始されました。
- 内容を大別すると 従来認められていた給付設計につき法令・通知上の根拠を明確化するもの、 従来認められていなかった給付設計の一部を認めるものであり、既存制度の給付設計への影響はありません。
- 今回の措置は、平成24年3月末の適格退職年金廃止に向けてDB年金への大量移行が想定されることへの対応とされています。

意見募集内容はこちら <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080187&OBJCD=100495&GROUP=>

改正対象

- ・確定給付企業年金法施行規則 (平成14年厚生労働省令第22号)
- ・確定給付企業年金法制度について(通知) (平成14年3月29日 年発第0329008号)
- ・確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(通知) (平成14年3月29日 企年発第0329003号・年運発第0329002号)
- ・厚生年金基金の設立要件について(通知) (平成元年3月29日 企年発第23号・年数発第4号)

☞ 概要は次頁ご参照

概要:以下の給付設計が可能(主なもの)

1. 給付額の丈比べ(及び上下限設定)

給付額の丈比べを可能とする。また、丈比べの給付設計を用いる事で給付額自体に上下限を設けることが可能。

2. 給付額算定式の組み合わせ範囲の明確化

給付額算定式の組み合わせとして加減乗除すること、加入者期間、資格喪失事由、労働協約等に規定する職種ごとに異なる算定方法とすることが可能。

3. 給付額算定基礎の拡大

給付額算定基礎として資格喪失事由、年齢、加入者期間、学歴を用いることが可能。但し、学歴により給付額の差を設ける場合には労働協約等により当該学歴について異なる労働条件が規定されている等の合理的理由が必要。

給付額算定期間 加入者期間となる必要がある。ただし、端数処理の結果、給付額算定期間 > 加入者期間となる事は可。

4. CB(キャッシュバランスプラン)の弾力化

CB再評価率について加入者期間ごとに異なる再評価率を用いること等が可能。また、最低保証額を指標連動させる事について、以下を要件として可能と明示された。(従来の指導内容と同様の内容)

指標をあらかじめ規約に定めること

具体的にどのような改定が起こり得るかについて裁定時に受給権者に十分説明すること

全部又は一部を一時金受給できるよう規約に定めること

については裁定時に受給者に十分説明することとされました。(従来は同意が必要とされていた。)

5. 額改定の弾力化

給付の額改定において「別の算定式による給付額へ改定すること」、「一定年齢で改定すること」、「支給開始後の期間を通算して改定すること」が可能。

6. 繰下利率の弾力化

支給開始までの繰下げ乗率について「資格喪失事由」、「資格喪失年齢」、「加入者期間」、「職種」、「繰下期間中の年齢」等により差を設けることが可能。

7. 基準給与等の弾力化

15倍を超えるポイント格差を設けること等が可能。(但しポイント格差が過大ではないことが必要)

8. 休職期間等の取扱い明確化

休職等の期間が退職金の算定基礎から除外されている場合等、合理的な理由がある場合には加入者としなないこと等が可能。

9. その他

給付設計等に用いる予定利率および予定死亡率について、従来からの取扱いが明示された。

給付設計上用いた予定死亡率は、給付設計変更の際にも従前のままとすることが可。

上記のいずれの場合にあっても、給付額は早期に退職した者が有利となる等、制度の目的を逸脱する事があってはならない事に留意が必要。

以上